

# 臨時報告書



伊藤忠商事株式会社

(E02497)

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月4日
【会社名】	伊藤忠商事株式会社
【英訳名】	ITOCHU Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 C O O 鈴木善久
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田3丁目1番3号
【電話番号】	大阪 (06) 7638-2121
【事務連絡者氏名】	人事・総務部 宮村和良 経理部 下住祥之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山2丁目5番1号
【電話番号】	東京 (03) 3497-2121
【事務連絡者氏名】	人事・総務部 西川大輔 経理部 瀬部哲也
【縦覧に供する場所】	伊藤忠商事株式会社 東京本社 (東京都港区北青山2丁目5番1号) 伊藤忠商事株式会社 中部支社 (名古屋市中区錦1丁目5番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社の「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象」が発生致しました。並びに、当社における「特定子会社の異動」が生じる見込みとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号並びに第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づく報告）

#### (1) 当該事象の発生日

2021年2月4日（当社取締役会決議日）

#### (2) 当該事象の内容

当社は100%子会社であるITOCHU Coal Americas Inc.（本社：米国デラウェア州、以下、「ICA社」といいます。）を通じてコロンビア炭鉱と輸送インフラの操業主体であるDrummond International, LLC（以下、「Drummond International」といいます。）の持分を保有しています。

今般、当社は、ICA社が保有するDrummond International全持分をDrummond Company Inc.（本社：米国アラバマ州）に売却することを決定致しました。本決定に伴い、ICA社にてDrummond International持分の公正価値評価を実施した結果、ICA社の株主資本が毀損することを受け、2020年度第3四半期の単体決算において下記の損失を計上致しました。

#### (3) 当該事象の損益に与える影響額

2020年度第3四半期の単体決算において、特別損失（「関係会社等事業損失」）として、886億円を計上致しました。

なお、連結決算においては、上述の公正価値評価はFVTOCI金融資産の変動として会計処理されるため、本件による「当社株主に帰属する当期純利益」への影響は軽微です。

### 2. 特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

#### (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

- ① 名称 : ITOCHU Coal Americas Inc.
- ② 住所 : 2711 Centerville Road, Suite 400, in the City of Wilmington, County of New Castle, Delaware, 19808
- ③ 代表者の氏名 : 元田 洋
- ④ 資本金 : 762,000,001米ドル
- ⑤ 事業の内容 : コロンビアの炭鉱、輸送インフラ資産の権益取得・保有

#### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

- ① 当社の所有に係る特定子会社の議決権の数  
異動前 : 763個  
異動後 : 一個
- ② 特定子会社の総株主等の議決権に対する割合  
異動前 : 100%  
異動後 : 一%

#### (3) 当該異動の理由及びその年月日

- ① 異動の理由 : 当社は、コロンビア炭鉱資産を保有するDrummond Internationalを管理することを目的とし、ICA社を設立しましたが、Drummond International持分の譲渡実行後、ICA社を解散及び清算する方針を決定致しました。同社が解散及び清算されることにより、同社は当社の特定子会社に該当しないこととなる見込みです。
- ② 異動の年月日 : 当社清算方針決議日 2021年2月4日  
ICA社清算終了予定日 Drummond International持分の譲渡実行後、現地の法令に従い清算手続を開始し、必要な手続きが完了次第、清算終了となる予定です。

以上